

- 引き続き、除染・中間貯蔵・汚染廃棄物処理等の事業について、着実に取組を進めていく。
- 特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、除染や家屋等の解体を実施。
- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**と法律で規定。その実現のためには、県外最終処分量の低減が重要であり、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 再生利用について安全性を検証するため**実証事業**を進めるとともに、**理解醸成**に向けた取組を推進。

◇帰還困難区域における取組

- 「たとえ長い年月を要するとしても、**将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む**」方針。
- 特定復興再生拠点区域**において、除染や家屋等の解体を実施し、これまでに6町村で避難指示が解除。
- 本年6月に福島復興特別措置法を改正し、**特定帰還居住区域**制度を創設。**当該区域内において、除染や家屋等の解体を実施。**
- 先行除染対象とされている**大熊町、双葉町の一部**の地域が先行除染対象地域として、本年9月に認定。**本年度内の除染の早期着手に向けて準備。**



◇除去土壌の再生利用実証事業

<福島県飯舘村長泥地区での農地造成・水田試験実証事業>

- 除去土壌を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をしたうえで農地として利用し、花きや野菜などの栽培実験や水田試験を実施。
- 栽培した野菜等について一般食品の基準の100Bq/kgを大きく下回ることを確認。

<中間貯蔵施設内での道路盛土実証事業>

- 除去土壌を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をし、道路を整備。
- 空間線量率は除去土壌の盛土作業中の前後で概ね変化はなく、安全性を確認。

福島県飯舘村長泥地区での実証事業



中間貯蔵施設内での道路盛土実証事業



◇理解醸成に向けた取組

<国際原子力機関(IAEA)専門家会合>

- 除去土壌の再生利用・最終処分等に係る環境省の取組について、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言等をいただくことによって、理解醸成にもつなげていくもの。
- 第1回：令和5年5月8日～12日 東京・福島にて開催
- 第2回：令和5年10月23日～27日 ウィーンにて開催